

違反対象物 公表制度

運用開始
令和2年4月1日

✓ 違反対象物公表制度とは・・・

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を千曲坂城消防本部のホームページにより公表する制度です。

公表の対象となる建物

百貨店、ホテル、飲食店、物品販売店、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が出入りする建物で、消防法令で義務付けられている「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が一切設置されていない建物です。

※工場、倉庫、事務所など特定の方が利用する建物は対象外です。

公表する内容

○建物の名称 ○建物の所在地 ○違反内容

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。

また、公表は違反が是正されるまで継続します。

公表の方法

千曲坂城消防本部のホームページに掲載します。

〈建物関係者のみなさまへ〉

所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ✓ 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ✓ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合

【問い合わせ先】

- | | |
|---------------------|--------------|
| □ 千曲坂城消防本部・戸倉上山田消防署 | 026-276-0119 |
| □ 更埴消防署 | 026-274-0119 |
| □ 坂城消防署 | 0268-82-0119 |

地域を守る。みんなを守る。私たちの暮らし。



千曲坂城消防

Chikuma Sakaki Fire Dept

火災・教急・救助は 119